

WORLD TOPICS

ISO/TC225 第3回国際会議参加報告

TC225 国内対策委員会 委員長 一ノ瀬 裕幸

ISO/TC225(市場・世論・社会調査)国際委員会は、第3回国際会議をドイツのベルリンで開催し、3日間にわたって国際規格のドラフトに対する各国の意見を逐一協議したうえで、ISO 中央事務局に提出する FDIS (委員会としての最終案) を賛成多数で可決した。

今回、日本からは小林和夫 JMRA 相談役と筆者が参加したので、その概要を報告する。

日時： 2005年7月13日(水)～15日(金)

場所： ベルリン DIN (日本でいえば JIS 事務局にあたる政府機関) 会議室

参加国： 14カ国+1機関、計30名。

オーストラリア(1)、メキシコ(1)、イギリス(2)、スウェーデン(2)、イタリア(2)、
オランダ(兼 EFAMRO 代表：1)、ドイツ(4)、フランス(3)、アメリカ(3)、カナダ(2)、
日本(小林相談役、一ノ瀬：2)、韓国(2)、南アフリカ(1)、スペイン(議長国：3)、
ESOMAR(オブザーバー：1)

注) 前回以降、新たに韓国、カナダ、ブルガリア、チェコ等が P メンバーに加わっている。
今回の会議には参加しなかったが、ブラジルとイスラエルが書面で意見を提出した。



(ISO/TC225 第3回国際会議参加メンバー)

1. 決議事項 (最終日に行われた確認)

TC69 (統計を扱う技術委員会) との協議・調整を開始する。

DIS 20252 (直前のドラフト) を修正し、FDIS (最終ドラフト) として承認する。

(フランスを除く賛成多数で可決)。

次回会合は 2006年5月25・26日(案) に南アフリカで開催する。

2. 討議の概況

) 会議は連日長時間に及んだ。2~3 日目は開始時刻を早め、かつ終了を遅らせるとともに、ランチタイムも 20 分間のみ、というハードスケジュールであった。

遅延の原因は、ワーディングの是非のレベルまで逐一協議を行ったこともあるが、やはりいくつかの重要な問題で意見の相違が生じ、議論が紛糾したことによる。以下、それらの中でも代表的と思われる点について記しておきたい。

(1) 各国の個人情報保護法制との関係 [ドラフト 4.3.4 項、5.1 項など]

特に長く紛糾したのは、データ収集時における個人情報保護規制を、ESOMAR 国際綱領の原則とからめてどこまで徹底するか、という問題である。例えば、日本でも繰り返し話題になるグループ・インタビューの録画テープの扱いや、クライアントによる調査原票の閲覧要請への対応、調査員の個人情報保護などを題材として、ESOMAR 綱領との整合を含めて行きつ戻りつの「哲学論争」が繰り返された。

この件に関しては各国の法制度が微妙に異なり、すべての整合性を取ろうとすると收拾がつかなくなる。最終的には、「ESOMAR 綱領でうたっているのは、あくまでもベースとなる倫理的な課題 (Ethics) であることを確認し、すべてを TC225 で盛り込むことはしない」ことで決着をみた。すなわち、精神条項も皆無ではないが、基本的には作業手順やルールの標準化を規定することにとどめる、というものである。

(2) 数値目標の扱い [ドラフト 4.9.2 項、5.4.3 項など]

5 章を中心に登場する各種の数値目標については、TC225 スタート時点からその是非について議論になっていたが、一方で ISO 事務局からの「実績に裏打ちされた基準値 (数値目標) についてはできるだけ盛り込む。具体的な基準値が皆無では ISO 規格とはいえない」という要請もあり、記載する方向で過去の討議はなされてきた。しかし、今回はフランスとスウェーデンが数値目標の明示に難色を示し、最終的にフランスが反対に回る事態となった。

フランスはイギリスやスペインと並んで、すでに市場調査の品質管理基準 (QS) が国家規格として制定されている国である。フランス代表の主張によれば、「すでに規格が運用され、監査の仕組みも確立されている。この数値目標に準拠することになると、従来の仕組みを作り直さなければならず、コストも膨大なものとなる」ので、「各国の自主的な基準値に任せてくれ」ということであった。だが、それはすでに 2 年以上も前からわかっていたことであり、他国は数値目標遵守の意向であったため、同調する国は現れなかった。

なお参考までに、調査の 1 次資料 (調査原票など) の保存期間は先のドラフト (4.9.2) では「6 カ月」であったが、ESOMAR 綱領に合わせて「12 カ月」に修正された (= 厳しくなった)。

(3) インターネット調査の扱い [ドラフト 4.5.1.5 項など]

TC225 がスタートした 2 年前には、日本とアメリカを除く国々ではインターネット調査はまだあまり一般化していなかった。しかし今回の討議では、欧州でもインターネット調査がよう

やく普及しはじめ、フィールド面の大きな課題となっていることが話題となった。

しかしながら、インターネット調査における品質管理面の知見は十分に確立されておらず、今回のドラフトに盛り込むことは見送られた。現在、E S O M A Rでもインターネット・アクセスパネル（モニター組織）に関する新ガイドライン（案）が議論されている段階であり、ネット調査の品質管理基準をISOに盛り込むのは次回改訂時（通常、ISO規格は5年を目処に見直しが行われる）にならざるを得ないとの認識であった。

正確に言えば、インターネットを含むアクセスパネルの代表性確保（あるいは検証）については今後の課題であり、将来的にこのTC225で取り組むべきテーマであるが、今回は規格化までには至らない、という理解である。

（会場のようす）



(4) 今後の作業スケジュール

- ・ 近日中に、事務局（スペイン）によって整理された最終ドラフト（FDIS）がISO国際中央事務局に提出され、ISO加盟国間の国際承認投票に付される。
- ・ 2006年5月下旬に南アフリカ（開催都市は未定）でTC225の第4回国際委員会を開き、最終承認を行う。
- ・ 2006年7月を目処に、ISO国際中央事務局から新規格として公表される。

3. 今後の日本での対応

直前のドラフトについては、日本語訳を6月20日付けでJMRAのホームページに掲載したものの、今回の会議では冒頭から「序文のワーディング全面修正」から始まり、相当な加筆・修正が加えられた。日本語訳文書はほとんど意味をなさなくなってしまったので、今はホームページからも取り下げている。

スペインからの正式なFDIS到着を待ち、再度日本語訳の修正版を作成して、国内対策委員会での検討に付すこととしたい。

ただし、ここまで来るともう大きな変更はありえず、また内容的にも既存のJMRQSをほぼ踏襲するものであることから、日本国内ではISO化された後の対応に焦点が移ることになる。

当面は経済産業省や日本規格協会との相談・調整を急ぐ必要があるが、JMRAとしてはISO
審査・認証機関への働きかけを通じて、正会員企業にとって無理のない認証取得方法や費用面
の検討を進めていく所存である。

以 上